

国立大学法人群馬大学棚卸資産管理要項

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 22 年 3 月 1 日改正

(趣 旨)

第1 この要項は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における棚卸資産の管理に関し必要な事項を定める。

(棚卸資産)

第2 棚卸を実施し流動資産の価額に計上するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 薬品倉庫に貯蔵している医薬品
- (2) 物流倉庫に貯蔵している診療材料及び診療科等へ使用払出した診療材料のうち、1 品目の使用払出単位の購入金額が 3,000 円以上の特定保健医療材料
- (3) 物流倉庫に貯蔵している診療材料及び診療科等へ使用払出した診療材料のうち、1 品目の使用払出単位の購入金額が 10,000 円以上の特定保健医療材料以外のもの
- (4) 放射線部倉庫に貯蔵しているレントゲンフィルム
- (5) 重油

2 本学会計規則第 42 条に規定する相当額以上のものとは、500,000 円以上のものをいう。

(実地棚卸及び報告)

第3 実地棚卸を行った場合は、棚卸担当部署担当係で取りまとめ集計後、財務部財務課へ結果を報告するものとする。

2 財務部財務課は、貸借対照表価額に当該棚卸を実施した事業年度に価額を反映させること。

(雑 則)

第4 この要項に定めるもののほか、棚卸の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。